

議第15号議案

「よこはま地震防災市民憲章」を積極的に推進する決議

「よこはま地震防災市民憲章」を積極的に推進し、次のとおり提出する。

平成25年3月26日提出

市民・文化観光・消防委員会

委員長 斉藤達也

「よこはま地震防災市民憲章」を積極的に推進する決議

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は未曾有の被害をもたらした。2年が経過した現在においても多くの方が仮設住宅での不安な生活を余儀なくされている。

この東日本大震災により私たちは、自然の驚異と防災対策の限界、そして自助・共助の大切さを改めて認識させられた。とりわけ、自治体も大きく被災する中で、市民、地域による日ごろの備えや助け合いが被害の大きさを大きく左右することを目の当たりにした。

一方、横浜市が公表した新たな被害想定においても、本市に最大の被害をもたらす元禄型関東地震が発生した場合、建物倒壊や火災延焼等により死者3260人、全壊・焼失11万2000棟という甚大な被害が生ずるとした。これら被害の軽減のため、東日本大震災を教訓として、自助・共助の取り組みを市民の間に広めていくことは、喫緊の課題である。

こうした状況の中、横浜市は、東日本大震災から2年が経過し、折しもここ横浜が大きな被害を受けた関東大震災から90年目に当たる本年3月11日、自助・共助の大切さを広く市民の共通認識とし、世代を超えて引き継ぎ、さらには東日本大震災の記憶を風化させないため、「よこはま地震防災市民憲章」を広範な市民意見を踏まえて制定した。

よって、横浜市会は、いつ起こるかわからない大地震に、市民、地域、事業者、行政が一体となって備える機運を一層盛り上げ、大地震による被害を限りなく軽減し、一人でも多くの命が助かるよう「よこはま地震防災市民憲章」の普及啓発と、その着実な推進に向け強力に支援していくものである。

以上、決議する。

平成25年3月26日

横浜市会